

運輸安全マネジメントに関する取り組み

平林金属株式会社は、安全最優先の原則と関係法令等の遵守を徹底して、輸送の安全を確保するため、安全管理規程を定め、全社員が一丸となって、以下のとおり運輸安全マネジメントに取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 事業主は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Act）の「PDCA サイクル」を確実に実施し、安全対策を不断に見直すこと、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する情報については、積極的にホームページへの掲載等により公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標（2019年度）及び達成状況（2018年度）

自動車事故報告規制第2条に規程する事故	2018/4/1～		2019/4/1～
	2019/3/31		2020/3/31
	2018年度		2019年度
	目標	達成状況	目標
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件	0件	0件
死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じたもの	0件	0件	0件
自動車の積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（以下省略）	0件	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0件	0件	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件	0件	0件
かじ取装置、制動装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く。）又はシャシばねの破損又は脱落により、自動車が運行できなくなったもの	0件	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件	0件	0件
上記以外の事故	0件	5件	0件
総件数	0件	5件	0件